

# 健康保険 限度額適用認定証

70歳未満の方が医療機関で『限度額適用認定証』を提示すると、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。この適用を受けるためには事前に申請し、認定証を取得する必要があります。

課税世帯には『限度額適用認定証』、非課税世帯には食事代も減額となる『限度額適用・標準負担額認定証』が交付されます。

## 1 自己負担限度額

(平成 25 年度)

	自己負担額（月額）	4回目以降 ※2
上位所得者	150,000 円 + (総医療費 - 500,000 円) × 1 %	83,400 円
一般	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
低所得者 ※1	35,400 円	24,600 円

※1 非課税世帯の方は、入院時の食事代の標準負担額が減額となります。

(1食 260 円 → 210 円、入院 90 日目から 1 食 160 円)

※2 直近 1 年間における 4 回目以降の自己負担額。

## 2 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

国民健康保険加入者	それ以外の方（社会保険等）
・ 健康保険証 ・ 印鑑	各保険者へお問い合わせください

## 3 注意点

- 認定証には期限があります。引き続き利用される場合等は更新手続きが必要となります。
- 保険料未納がある場合は、認定証の交付を受けられない場合があります。
- 入院時の食事代や部屋代など、保険適用外のものは対象となりません。
- 自己負担限度額の支払いは各医療機関・各薬局ごとに必要となります。同一月内において複数の医療機関や薬局で自己負担限度額を支払った場合、高額療養費の申請をることができますので、領収書は大切に保管してください。

## 4 窓口

		担当	電話番号
国保	久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
	うきは市	うきは市市民生活課 国保・年金係	0943-75-4973
それ以外		各保険者	

## 重度障害者医療

重度障害者にかかる医療費の一部が助成される制度です。

### 1 対象者

- ① 身体障害者（身体障害者手帳1、2級の方）
  - ② 知的障害者（療育手帳A判定の方）
  - ③ 重複障害者（身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1判定の方）
  - ④ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級（精神病床への入院を除く）の方）
  - ⑤ 障害基礎年金の1級で、かつ傷病名が知的障害及び精神遅滞の人
  - ⑥ 特別児童扶養手当の1級で、かつ傷病名が知的障害及び精神遅滞の人
- ※所得制限があります  
※小学校就学後からの対象となります。  
(乳幼児医療が所得制限で該当しない場合は、3歳以上であれば適用されることがあります)  
※65歳になっても引き続きお使いいただく場合には、後期高齢者医療の申請が必要です。

### 2 医療機関での自己負担

久留米市		うきは市
通院	500円（上限）／1ヶ月	500円（上限）／1ヶ月
入院	一般 500円／1日 (1ヶ月5000円限度) 低所得 300円／1日 (1ヶ月3000円限度)	一般 500円／1日 (月20日限度) 低所得 300円／1日 (月20日限度)

※通院、入院ともに1医療機関毎に自己負担が発生します。

※薬局での自己負担はありません。

※入院時の食事代や部屋代など、保険適用外のものは対象となりません。

※県外では使用できません。県外で診療を受けられた場合は、申請をすることで払い戻しを受けることができます。

### 3 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

《必要なもの》

- ・健康保険証
- ・障害の程度がわかるもの（手帳等）

### 4 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市（田主丸町）	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
うきは市	うきは市民生活課 国保・年金係	0943-75-4973

## 後期高齢者医療制度

平成 20 年 4 月から、それまでの老人保健制度に代わって始まった医療制度です。

この制度の対象者となると、それまでの国民健康保険や被用者保険の資格はなくなり、この後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

### 1 対象者

次のいずれかに該当する方

- ・ 75 歳以上の方
- ・ 65 歳以上 75 歳未満で、一定の障害のある方
  - 身体障害者手帳 1 ~ 3 級の方
  - 身体障害者手帳 4 級の音声機能または言語機能の障害のある方
  - 身体障害者手帳 4 級のうち、下肢障害の 1 号、 3 号、 4 号のいずれかの障害のある方
  - 療育手帳 A 判定の方
  - 精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級の方
  - 障害年金 1 ・ 2 級の方（国民年金法、旧厚生年金保険法、共済組合法等）
  - 障害年金 1 ~ 4 級の方（労働者災害補償保険法、船員保険法等）

### 2 保険料

保険料は原則として年金から天引きとなります。年金額などに応じて、①特別徴収 ②普通徴収とに分かれます。

- ① 特別徴収…年金額が年額 18 万円以上で、かつ介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以下の方は年金から天引きされます。
- ② 普通徴収…①以外の方は毎年 7 月以降、9 回に分けて郵送された納付書、または口座振替で納付します。

### 3 医療費の自己負担割合

医療費の一部負担は、原則として 1 割となります。現役並み所得の場合は 3 割負担となります。

### 4 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市（田主丸町）	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
うきは市	うきは市保健課 国民健康保険係	0943-75-4973

福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター

TEL : 092-651-3111

FAX : 092-651-3901 (言語、聴覚などに障害のある方専用)

## 介護保険制度

介護保険は、40歳以上の方が被保険者（加入者）になって保険料を納め、介護や支援が必要となった場合は、要介護（要支援）の認定申請、認定されることで、様々な介護サービスが利用（原則1割負担）できるようになります。

### 1 対象者

- ・1号被保険者…65歳以上の方

介護や支援が必要であると認定を受けた方は利用できます

- ・2号被保険者…40歳から64歳の方

医療保険に加入していることが前提となります

老化が原因とされる病気等（特定疾病）により、介護や支援が必要であると認定を受けた方はサービスを利用できます

### \*介護保険で対象となる特定疾病16種類

40歳から64歳の方（第2号被保険者）は、介護保険で対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。  
(交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。)

#### 特定疾病（16種類）

がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

筋萎縮性側索硬化症　　後縦靭帯骨化症

骨折を伴う骨粗しょう症　　多系統萎縮症

初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）

脊髄小脳変性症　　脊柱管狭窄症　　早老症（ウェルナー症候群等）

糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

閉塞性動脈硬化症　　関節リウマチ

慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）

両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 2 受けられるサービス

### (1) 在宅サービス

#### 自宅を訪問してもらうサービス

- ① (介護予防) 訪問介護 (ホームヘルプ)
- ② (介護予防) 訪問看護
  - \*但し、厚生労働大臣が定める疾患は、介護保険でなく医療保険が適用される。
- ③ (介護予防) 訪問入浴介護
- ④ (介護予防) 訪問リハビリテーション
- ⑤ (介護予防) 居宅療養管理指導

#### 施設に通って利用するサービス

- ① (介護予防) 通所介護 (デイサービス)
- ② (介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)

#### 入居先を自宅とみなすサービス

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

#### 施設に短期間泊まるサービス

- ① (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ② (介護予防) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

### (2) 施設サービス

- ① 介護老人福祉施設
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護療養型医療施設

### (3) 地域密着型サービス

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 認知症対応型通所介護
- ③ 認知症対応型共同生活介護
- ④ 夜間対応型訪問介護
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑧ 複合型サービス

### (4) 自宅の生活環境を整えるためのサービス

- ① 福祉用具貸与、販売
- ② 住宅改修

## 3 手続きの方法

担当窓口にて申請ください。

#### 《必要なもの》

- ・第1号被保険者（65歳以上）  
介護保険被保険者証
- ・第2号被保険者（40歳～64歳）  
加入医療保険の被保険者証

## 4 窓口

市町名	担当	電話番号
久留米市(田主丸町)	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2113
うきは市	うきは市保健課 介護・高齢者支援係	0943-75-4960